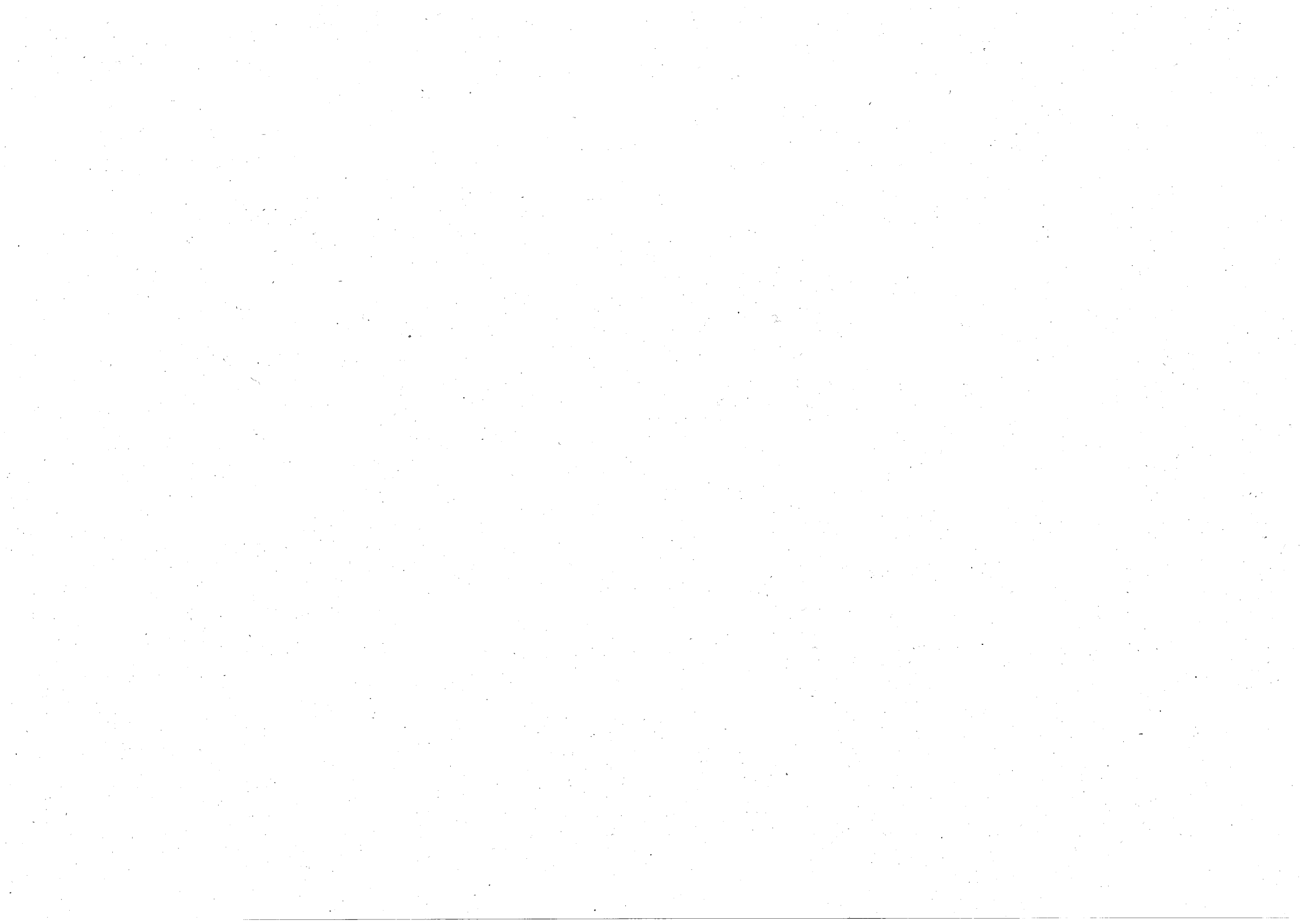


令和3年第1回（3月）定例会 議案参考資料【3月2日追加送付分】

【単行議案】

議第44号	財産の無償譲渡について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1P
議第45号	宮津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について・・・・・・・・	3P
議第46号	宮津市部設置条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	4P



議案参考資料
令和3年3月定例会

議第44号

財産の無償譲渡について

区分

その他

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

旧高齢者ふれあい交流施設は、開設後10年を経過し、事業を展開していた特定非営利活動法人たんご村との賃貸借契約が令和2年3月末をもって満了したことから、今後の活用について、まちなかの賑わいと活性化及び移住・定住の促進を目的に公募型プロポーザルを実施し、有効活用事業者を決定した上で、土地は売却、建物は無償譲渡することとした。

同建物は、国の交付金事業で整備しており、有償にすると売買代金に近い額の交付金返還が生じること、また、予定価格を引下げることで多様な活用提案が期待でき事業者選択の幅が広がることから、建物は無償譲渡とするもの。

今回、サラヤ株式会社を有効活用事業者に決定したことから、建物を無償譲渡する。

◆提案の概要

○譲渡の目的 飲食・物販等、まちなかの賑わいと活性化及び移住・定住の促進に資するため

○所在地 宮津市字京街道218番地ほか

○家屋番号 218番

○譲渡する財産

〔建物〕 旧高齢者ふれあい交流施設

(木・鉄骨造瓦葺地下1階付2階建 延床面積761.75㎡)

○譲渡の相手先 サラヤ株式会社 大阪市東住吉区湯里二丁目2番8号

◆提案の根拠法令

地方自治法第96条第1項第6号

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

【政策等の背景・提案までの経過】

- ・H21.3 土地・建物の取得 24,000千円(土地:7,673千円 建物:16,327千円)
- ・H21年度 高齢者ふれあい交流施設整備(繰越)事業費:15,992千円
- ・H21年度 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(繰越)30,000千円
- ・H22.3~R2.3 特定非営利活動法人たんご村と土地建物賃貸借契約
- ・R2.4~ 契約期間満了に伴い空き施設
- ・R2.9 公共施設再編方針において「地域活性化に資する提案を条件とするプロポーザルによる民間譲渡を行う。」との方針決定
- ・R2.11~ 公募型プロポーザル方式による公募
- ・R3.2 サラヤ株式会社を有効活用事業者に決定し仮契約を締結

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

まちなかの賑わいと活性化及び移住・定住の促進

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

財政課 資産活用係(45-1611)

添付資料

・2/18付けPress Release

議第44号

旧高齢者ふれあい交流施設地活用を パンのテイクアウト・カフェやお土産・鮮魚販売などの提案に決定

旧高齢者ふれあい交流施設跡地の有効活用事業者の選定に係る募集要項に基づき、2月15日に有効活用事業者選定委員会で審査を行い、パンのテイクアウト・カフェやお土産・鮮魚販売など多用途での活用計画を提案したサラヤ株式会社を有効活用事業者に選定し、当該土地建物を売却することに決定しました。

有効活用事業者の名称及び主な提案内容

(1) 有効活用事業者 サラヤ株式会社 代表取締役社長 更家 悠介

(2) 主な提案内容

・クラムチャウダーや、関連会社の丹後フーズ株式会社のソーセージ・ベーコンをふんだんに使うなど、特徴のある焼ききたてパンや美味しいコーヒーなど、地域の方々が気軽に寄ることのできる軽食の販売を行う。

・宮津のお土産のほか、地元農産物、水産物などの販売を行う。特に観光客が期待する鮮魚販売のみならず現在のライフスタイルに合わせ、自社のもつ急速冷凍技術により下処理することで鮮度を保持、宮津の農水産物の価値やブランド力の向上に貢献する。

・EC（通販）事業を併設し、全国に宮津の名産のアピールと観光意欲の喚起を行う。

・季節感を感じられる中庭を充実し、宮津の自然環境を模したくつろぎのカフェを運営する。将来的には、朝食・昼食需要の獲得のため、レストランの開業も視野に入れている。

(3) 買受希望価格 30,000,000円（予定価格29,900,000円）



選定委員会の審査結果

(1) 審査結果

申込のあった3者のうち、各選定委員が採点した合計得点の平均と価格評価の得点との合計において、最高得点82.0点を獲得した、サラヤ株式会社を有効活用事業者に選定した。

(2) 選定委員 別紙のとおり

(3) 主な講評

・国内外（海外34拠点、国内50拠点）で事業展開される安定性と関連会社の丹後フーズ株式会社（宮津市宇上司）の本市での実績に期待する。

・通販では、企業スケールを活かした地域商社として、全国への宮津ブランドのアピール・名産品の販売に期待する。

・飲食など地元消費による地域の賑わいづくりを期待するが、事業化に向けては地元住民が集う魅力ある事業展開の更なる検討を願う。また、将来的なレストラン開業の検討には、大いに期待する。

今後の予定

サラヤ株式会社と令和3年2月末を目処に土地売買及び建物譲与の仮契約を行い、建物譲与に係る3月議会での議決をもって本契約とし、その後には物件の引渡しを予定している。

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第45号

宮津市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定
について

区分

条例の制定

<p>【提案の概要】</p>	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p>
<p>◆提案の趣旨・目的 新総合計画に掲げる施策を効率的に推進するため、市長が教育委員会の職務権限に属する事務の一部（スポーツ・文化に関する事務）を地域づくりの観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて一元的に所掌し管理及び執行することができるように、教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例を制定するもの。</p> <p>◆提案の概要 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、宮津市教育委員会の職務権限に属する事務のうち、スポーツ及び文化に関する事務を市長が管理・執行するものとする。</p> <p>【市長が管理・執行を行う事務】</p> <p>(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。） (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）</p> <p>◆施行日 令和3年4月1日</p>	<p>○平成19年6月 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（H20.4.1施行） ・教育における地方分権の推進（スポーツ及び文化に関する事務の所掌の弾力化）</p>
<p>【参考】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（職務権限の特例） 第23条 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することができる。</p> <p>(1) 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。） (2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。） (3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。） (4) 文化財の保護に関すること。</p> <p>2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならない。</p>	<p>【市民参加の状況】</p>
	<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>○総合行政として、スポーツ・文化施策を地域振興等の関連施策と一体的に展開することにより、スポーツ・文化によるまちづくりにつなげる。</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載 >>></p>
	<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>
<p>担当課・係 総務課 職員係（45-1603）</p>	<p>添付資料</p>

議第45号

議案参考資料
令和3年3月定例会

議第46号

宮津市部設置条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】	【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆提案の趣旨・目的 新総合計画に掲げる施策を着実に実行するため、組織の再編を行うもの。</p> <p>◆提案の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ Society5.0へ向け「情報化の推進に関すること」を総務部に追加 ○ 文化、スポーツを活かしたまちづくりに向け、教育部局から市長部局（企画財政部）へ事務を移管 ○ SDGs の理念を取り入れた社会形成、脱炭素社会の実現に向け、「市民部」を「市民環境部」として環境施策を強化。（「脱炭素社会に関すること」を追加） ○ 水洗化に関する事務を移管（建設部→市民環境部）し、環境施策と一体的に推進 <p>◆施行日 令和3年4月1日</p> <p>◆その他 規則で定める課及び係については、現行規模を維持 （現行） 11部・局 17課 38係</p>	<p>■ 地方自治法</p> <p>第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。</p> <p>2. 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。</p>	
	【市民参加の状況】	
	【政策等の効果及び費用】	
	【他の自治体の類似する政策との比較】	
担当課・係	添付資料	
総務課 職員係（45-1603）	<ul style="list-style-type: none"> ・新旧対照表 ・令和3年度組織体制 	

議第46号

宮津市部設置条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改正後
<p>○宮津市部設置条例 (設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総務部 企画財政部 市民部 健康福祉部 産業経済部 建設部</p> <p>(分掌)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1) 法規及び文書に関すること。 (2) 職員に関すること。 (3) 姉妹友好都市に関すること。 (4) 消防及び防災に関すること。</p>	<p>○宮津市部設置条例 (設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>総務部 企画財政部 市民環境部 健康福祉部 産業経済部 建設部</p> <p>(分掌)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>(1) 法規及び文書に関すること。 (2) 姉妹友好都市に関すること。 (3) 情報化の推進に関すること。 (4) 職員に関すること (5) 消防及び防災に関すること</p>

企画財政部

- (1) 市政の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 地域の活性化に関すること。
- (3) 定住促進及び空家対策に関すること。
- (4) 広報広聴に関すること。
- (5) 財政に関すること。
- (6) 財産管理及び活用に関すること。

市民部

- (1) 住民基本台帳、戸籍等に関すること。
- (2) 人権政策に関すること。
- (3) 環境衛生に関すること。
- (4) 市税に関すること。
- (5) 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金 に関すること。

健康福祉部

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 介護保険に関すること。
- (3) 健康増進に関すること。
- (4) 地域医療に関すること。

産業経済部

- (1) 商工業及び雇用に関すること。
- (2) 観光に関すること。

企画財政部

- (1) 市政の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 地域の活性化に関すること。
- (3) 文化及びスポーツの振興に関すること。
- (4) 定住促進及び空家対策に関すること。
- (5) 広報広聴に関すること。
- (6) 財政に関すること。
- (7) 財産管理及び活用に関すること。

市民環境部

- (1) 住民基本台帳、戸籍等に関すること。
- (2) 人権政策に関すること。
- (3) 脱炭素社会に関すること。
- (4) 環境衛生に関すること。
- (5) 市税に関すること。
- (6) 国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金 に関すること。

健康福祉部

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 介護保険に関すること。
- (3) 健康増進に関すること。
- (4) 地域医療に関すること。

産業経済部

- (1) 商工業及び雇用に関すること。
- (2) 観光に関すること。

(3) 農林業及び水産業に関すること。

建設部

- (1) 道路、河川等に関すること。
- (2) 都市計画及び景観に関すること。
- (3) 住宅及び建築に関すること。
- (4) 水道に関すること。
- (5) 下水道に関すること。

(6) 水洗化に関すること。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(3) 農林業及び水産業に関すること。

建設部

- (1) 道路、河川等に関すること。
- (2) 都市計画及び景観に関すること。
- (3) 住宅及び建築に関すること。
- (4) 水道に関すること。
- (5) 下水道に関すること。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年度 組織体制

令和2年度		令和3年度		備考			
部・局 11	課 17	係 38	部・局 11	課 17	係 38		
総務部	総務課	行政係	総務部	総務課	総務秘書係 情報推進係 職員係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務秘書係 ・ 例規、議案を行政係から移管 ○ 情報推進係 ・ 行政係業務中デジタル化強化 	
		秘書係					
	消防防災課	消防防災係	消防防災課	消防防災係			
	企画財政部	企画課	企画政策係 定住・空家対策係 魅力発信係	企画財政部	企画課		企画政策係 定住・地域振興係 魅力発信係
市民部	市民課	市民窓口係 人権啓発係 環境衛生係	市民環境部	市民環境課	市民窓口係 人権啓発係 環境衛生係		
健康福祉部	社会福祉課	地域福祉係 子育て支援係 障害福祉係 保護係	健康福祉部	社会福祉課	地域福祉係 子育て支援係 障害福祉係 生活支援係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援係 ・ 実状に合わせて改称 	
産業経済部	健康・介護課	介護給付係 介護認定係 介護予防係 健康増進係	産業経済部	健康・介護課	介護給付係 介護認定係 介護予防係 健康増進係		
建設部	商工観光課	商工係 観光係	産業経済部	商工観光課	商工係 観光係		
	農林水産課	農林水産係 産業基盤係	建設部	農林水産課	農林水産係 産業基盤係		
	土木管理課	建設総務係 土木係	建設部	土木管理課	建設総務係 土木係		
	都市住宅課	都市計画係 建築住宅係	建設部	都市住宅課	都市計画係 建築住宅係		
議会事務局	上下水道課	管理係 施設整備係 浄水係	議会事務局	上下水道課	管理係 施設整備係 浄水係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 管理係 ・ 浄化槽管理、補助を環境衛生係へ移管 	
	会計課 (会計管理者)	会計係	議会事務局	会計課 (会計管理者)	会計係		
	議事調査課	議事調査係	議会事務局	議事調査課	議事調査係		
	教育委員会事務局	学校教育係 学校給食・施設係 社会教育係	教育委員会事務局	学校教育課 社会教育課	学校教育係 学校給食・施設係 社会教育係		<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育係 ・ 文化、スポーツ振興を企画政策係へ移管
監査委員 (公平委員会) 事務局	監査委員 (公平委員会) 事務局	監査委員 (公平委員会) 事務局	監査委員 (公平委員会) 事務局	監査委員 (公平委員会) 事務局			
農業委員会事務局		農業委員会事務局		農業委員会事務局			
選挙管理委員会 (行政係兼務)		選挙管理委員会 (情報推進係兼務)		選挙管理委員会 (情報推進係兼務)			